

2018年版『ごうかく社労士』シリーズ＜追録＞

本追録は、2018年版ごうかく社労士シリーズ（ごうかく社労士基本テキスト、ごうかく社労士基本問題集）発刊後に公布・施行された法令等に基づく追補訂正等であり、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成30年4月13日現在の法令を補う内容になっています。

株式会社 労務経理ゼミナール

○●○ 主な改正の概要 ○●○

【共通】

- 1 延滞金の割合の特例（徴収法、健保法、国年法、厚年法）（平成30年1月1日施行）
平成30年中の特例基準割合は、1.6%とされた。そのため、延滞金の割合は、実際には、「年14.6%→年8.9%」、「年7.3%→年2.6%」となる。

【労働基準法】

- 1 休憩時間の自由利用が制限される労働者の追加（平成30年4月1日施行）
准救急隊員を追加する。

【労働者災害補償保険法】

- 1 介護補償給付の最高限度額及び最低保障額の改定（平成30年4月1日施行）
- 2 特別加入者の範囲の拡大（平成30年4月1日施行）
特別加入の対象である特定作業従事者に「家事支援従事者」が追加された。

【雇用保険法】

- 1 届出期限の改正（平成30年3月30日施行）
被保険者の氏名変更届は、次の届出又は事業主を経由して行う支給申請手続の際に提出することとされた。
 - ①被保険者資格喪失届
 - ②雇用継続交流採用終了届
 - ③被保険者転勤届
 - ④個人番号変更届
 - ⑤育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出
 - ⑥育児又は介護のための休業又は所定労働時間短縮の開始時の賃金の届出

- ⑦高年齢雇用継続基本給付金の支給申請手続
- ⑧高年齢再就職給付金の支給申請手続
- ⑨育児休業給付金の支給申請手続
- ⑩介護休業給付金の支給申請手続

2 助成金の見直し（平成 30 年 4 月 1 日施行）

雇用保険二事業として支給される助成金の統合、名称の変更等の見直しが行われた。

【労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

1 労災保険率の改定（平成 30 年 4 月 1 日施行）

平成 30 年度の労災保険率が定められた（原則として 3 年に 1 回改定される）。

2 雇用保険率の決定（平成 30 年 4 月 1 日から 1 年間）

平成 30 年度の雇用保険率は、平成 29 年度と同じ率とされた。

【健康保険法】

1 個人番号利用による氏名変更届の省略（平成 29 年 11 月 29 日施行）

健康保険組合が被保険者の個人番号を利用して、地方公共団体情報システム機構から当該被保険者の氏名情報の提供を受ける場合は、事業主が健康保険組合に提出する氏名変更届を省略できることとした。なお、被保険者は、氏名を変更したときは、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、被保険者証を事業主に提出することは変わらない。※基本書 p 525 関連

2 介護納付金の納付に要する費用の国庫補助の廃止

介護納付金の納付に要する費用に関する国庫補助の規定が削除された。

3 協会における特定保険料率の改定（平成 30 年 3 月から）

協会における特定保険料率が 1,000 分の 36.1 に改定された。

4 協会における介護保険料率の改定（平成 30 年 3 月から）

協会における介護保険料率が 1,000 分の 15.7 に改定された。

【国民年金法】

1 特定期間（平成 30 年 4 月 1 日施行）

第 3 号被保険者の不整合期間に係る特定保険料の納付期限が平成 30 年 3 月 31 日に到来することに伴い、納付期限の翌日以後に老齢給付の支給要件を満たさなくなる特定受給者

(不整合期間を保険料納付済期間としてすでに老齢給付を受けている者)については、特定期間該当届を提出しない間、老齢給付が支給停止される。特定期間該当届を提出すれば、不整合期間が合算対象期間に記録訂正され、減額された年金(従前額の90%を保障)が支給される。※基本書 p 607～608〔5〕 関連

2 個人番号変更の届出等(平成30年3月5日施行)

① 個人番号変更の届出

被保険者(第2号被保険者及び第3号被保険者を除く)及び老齢基礎年金の受給権者が個人番号を変更したときは、速やかに、機構に提出しなければならないとされた(国年法施行規則8条の2第1項)。なお、第3号被保険者については、同条第2項において、同様の規定が設けられている。※基本書 p 604～606、666 関連

② 各種届書等の記載事項に個人番号を追加

国民年金の第1号被保険者及び第3号被保険者(以下「被保険者」という)並びに受給権者が提出する各種届出等であって、現在、基礎年金番号を記載しなければならないこととされているものについて、基礎年金番号ではなく個人番号による各種手続を可能とするため、個人番号又は基礎年金番号のいずれかの記載を求めることとした。※基本書 p 604～606、666 関連

③ 生年月日確認書類の添付

被保険者及び受給権者が提出する各種届出等であって、現在、生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本等を添付しなければならないこととされているものについて、機構が地方公共団体システム機構から届出者等に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限り、添付を求めることとした。※基本書 p 604～606、666 関連

④ 氏名変更届及び受給権者の氏名変更届、住所変更届等の省略

被保険者及び受給権者は、氏名又は住所を変更したときは、氏名変更届又は住所変更届を提出しなければならないこととされているが、機構が地方公共団体システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができない者に限り、提出を求めることとした。※基本書 p 604～606、666 関連

3 国民年金原簿の基礎年金番号の定義

基礎年金番号とは、「政府管掌年金事業(政府が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう)の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であって厚生労働省令で定めるものを遂行するために用いる記号及び番号であって厚生労働省令で定めるものをいう」と定義された。※基本書 p 609 関連

4 遺族基礎年金等の受給権者の氏名変更届への氏名変更の理由の記載

遺族基礎年金及び寡婦年金の受給権者が氏名を変更したときに行う氏名変更届の記載事

項として、氏名変更の理由を加えた。※基本書 p 666 関連

5 未支給の遺族基礎年金の請求漏れの防止

被保険者、待機者（年金受給開始年齢に到達していない者）が死亡した際には、住基ネットの死亡情報に基づき、遺族年金が支給される可能性がある者に対しお知らせを送付し、遺族年金の請求漏れを防止することとした。※基本書 p 612 関連

6 平成 30 年度の年金額の改定（平成 30 年 4 月 1 日施行）

平成 29 年平均の全国消費者物価指数は 0.5% となり、また、平成 30 年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率は▲0.4% となった。この結果、平成 30 年度の年金額は平成 29 年度から据え置きとなる。

年金額の改定については、名目手取り賃金変動率がマイナスで物価変動率がプラスとなる場合には、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともスライドなしとすることが規定されている。

平成 30 年度の年金額に用いる名目手取り賃金変動率がマイナス（▲0.4%）で物価変動率がプラス（0.5%）となることから、新規裁定年金・既裁定年金ともにスライドなしとされた（マクロ経済スライドによる調整は行われず、未調整分（▲0.3%）は繰越されることになる（キャリアオーバー分））。

※ ▲0.3%の根拠……被保険者数の減少（平成 30 年度は 0.0%：平成 26 年度～平成 28 年度平均）と平均余命の伸び（平成 30 年度は▲0.3%）を数値化（平成 30 年度は▲0.3%）したものである。

7 控除対象配偶者の名称を「同一生計配偶者」に改称（平成 30 年 1 月 1 日施行）

「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改称する改正が行われた（所得税法の改正に伴う改正）。

※ 所得税法の改正により、控除対象配偶者（居住者の配偶者でその居住者と生計を一にする者のうち、合計所得金額が 38 万円以下である者をいう）の名称が「同一生計配偶者」とされた上で、新たに、配偶者控除が適用される者本人の合計所得金額の所得制限を加えた「控除対象配偶者（同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である居住者の配偶者）」が定義された。

8 脱退一時金の額の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

平成 30 年度の脱退一時金の額が改正された（対象月数により 49,020 円～294,120 円の 6 段階）。

9 国民年金保険料の額（平成 30 年 4 月 1 日施行）

国民年金の保険料は、平成 29 年度に法律上の上限（16,900 円）に達し、引上げが完了したが、平成 31 年 4 月から第 1 号被保険者に対して、産前産後期間中の保険料免除制度が施行されることに伴い、平成 31 年度分より、保険料を月額 100 円引き上げることとされた。

	平成 30 年度	平成 31 年度
法律上の保険料額	16,900 円	17,000 円
実際の保険料額	16,340 円	16,410 円

10 口座振替による納付（平成 30 年 1 月 1 日施行）

国民年金保険料を口座振替により納付している第 1 号被保険者が、海外に転出し、同月内に引き続き 65 歳までの任意加入被保険者となる場合等であって、当該被保険者が引き続き同一の口座から口座振替による納付を行う旨申し出た場合は、預金口座の番号等の記入を省略できることとした。※基本書 p 673⑤関連

11 国民年金保険料の前納額の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

6 か月前納	現金納付の場合	97,240 円（800 円割引）
	口座振替の場合	96,930 円（1,110 円割引）
1 年前納	現金納付の場合	192,600 円（3,480 円割引）
	口座振替の場合	191,970 円（4,110 円割引）
2 年前納	現金納付の場合	378,580 円（14,420 円割引）
	口座振替の場合	377,350 円（15,650 円割引）

12 国民年金手帳添付を要しないとする改正（平成 30 年 3 月 5 日施行）

保険料追納の申出の際及び後納保険料納付申込書提出の際、国民年金手帳を添えることを要しないものとされた。

【厚生年金保険法】

1 届出用紙の統合・変更（平成 30 年 3 月 5 日施行）

70 歳以上被用者に係る届出用紙が、70 歳以上被用者以外の者に係る届出用紙と統合された。また、従来、基礎年金番号を記入していた欄には、基礎年金番号又は個人番号を記入することとされた。そのほか、マイナンバー制度との関連で所要の改正が行われた。

2 新設規定（平成 30 年 1 月 31 日施行）

保険料又は徴収金の還付請求に関する規定が新設された（則 131 条）。

【労務管理その他の労働に関する一般常識】

1 障害者雇用促進法（平成 30 年 4 月 1 日施行）

短時間労働者である精神障害者であって、次のいずれにも該当するものについては、1 人雇用につき 1 人とカウントすることとされた。

- ① 障害者雇用促進法第 37 条第 2 項に規定する精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの）
- ② その雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日（知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日）のいずれか遅い日から起算して 3 年を経過するまでの間にある者（雇入れの日前 3 年以内に当該事業主の事業を退職した者を除く。）

平成 35 年 3 月 31 日までに上記①②のいずれにも該当することとなった者について適用する。

【社会保険に関する一般常識】

1 国民健康保険の保険料賦課額の上限（平成 30 年 4 月 1 日施行）

国民健康保険法における基礎賦課額（医療費分）の上限が、58 万円とされた。

2 後期高齢者負担率（平成 30 年 4 月 1 日施行）

平成 30 年度及び平成 31 年度における後期高齢者負担率は、100 分の 11.18 とされた。

3 後期高齢者医療の保険料賦課額の上限（平成 30 年 4 月 1 日施行）

後期高齢者医療の保険料賦課額の上限が、62 万円とされた。

4 介護保険第 2 号被保険者の負担率

平成 30 年度から 3 年間の第 2 号被保険者負担率は、100 分の 27 とされた。

【ごうかく社労士基本テキスト】

第1編 労働基準法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P66〔3〕自由利用の例外 ① 1行目	警察官、消防吏員、常勤の消防団員及び児童自立支援施設	警察官、消防吏員、常勤の消防団員、 <u>准救急隊員</u> 及び児童自立支援施設

第3編 労働者災害補償保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P245 介護補償給付の支給額の表中の数字	105,130円 52,570円 57,110円 28,560円	105,290円 52,650円 57,190円 28,600円
P290 ③特定作業従事者 5行目	介護関係業務に係る	介護関係業務、 <u>家事支援作業</u> に係る

第4編 雇用保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P316 の表、雇用保険被保険者氏名変更届の提出期限	速やかに	一定の届出又は支給申請の際に
P361 欄外 <u>ホ</u> *4 2行目	管轄公共職業	公共職業
P410 雇用安定事業の「助成金等の種類」	人材確保等支援助成金（能力開発事業として行われるものを除く） → 人材確保等支援助成金 キャリアアップ助成金（能力開発事業として行われるものを除く） → キャリアアップ助成金 障害者雇用促進等助成金 → 障害者雇用安定助成金 人事評価改善等助成金 → 削除	
P410 能力開発事業の「助成金等の種類」	キャリアアップ助成金 → 削除 人材確保等支援助成金 → 削除 障害者職業能力開発助成金 → 削除	
P410 欄外 上から3つ目の <u>ホ</u> 下から2～5行目	キャリアアップ助成金、障害者職業能力開発助成金	削除

第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当頁・箇所	改正前	改正後
P437 欄外 ^ホ *3 2行目	最低 18%～最高 40%	最低 17%～最高 38%
P438 ②4行目	1,000 分の 49	1,000 分の 47
P438～439 労災保険率の表を右のようにそれぞれ変更する	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。） 19→18 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業 20→16 原油又は天然ガス鉱業 3→2.5 採石業 52→49 水力発電施設、ずい道等新設事業 79→62 鉄道又は軌道新設事業 9.5→9 建築事業（既設建築物工事業を除く。） 11→9.5 既設建築物設備工事業 15→12 その他の建設事業 17→15 繊維工業又は繊維製品製造業 4.5→4 パルプ又は紙製造業 7→6.5 ガラス又はセメント製造業 5.5→6 陶磁器製品製造業 19→18 金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。） 7→6.5 非鉄金属精錬業 6.5→7 鋳物業 18→16 機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。） 5.5→5 電気機械器具製造業 3→2.5 交通運輸事業 4.5→4 清掃火葬又はと畜の事業 12→13 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 7→6.5 卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業 3.5→3	
P439 欄外 ^参 6行目	平成 27 年度	平成 30 年度
P440 4行目	平成 29 年度の雇用保険率	平成 29 年度及び平成 30 年度の雇用保険率

第6編 健康保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P571 ②	国庫は、協会が拠出すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く）の納付に要する費用の額に1,000分の164を乗じて得た額を補助する。	削除
P571 ㊦国庫負担等のまとめ㊦	1,000分の164 協会の介護納付金の納付に要する費用（国庫補助）	削除
P574 欄外㊦*4 2行目～4行目	平成29年3月分から全国一律1,000分の37.3	平成30年3月分から全国一律1,000分の36.1
P575 欄外㊦*6 2行目～4行目	平成29年3月分から全国一律1,000分の16.5	平成30年3月分から全国一律1,000分の15.7
P582 欄外㊦*3 5行目	(平成29年中は1.7%)	(平成30年中は1.6%)
P582 欄外㊦*3 11行目	(9.0%)	(8.9%)
P582 欄外㊦*3 14行目	(2.7%)	(2.6%)

第7編 国民年金法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P622 〔原則〕 枠内	(平成29年度：0.998)	(平成30年度：0.998)
P641 上の枠内	(平成29年度：0.998)	(平成30年度：0.998)
P645 ⑤ 下から3行目	控除対象配偶者	同一生計配偶者
P646 ㊦ 1行目	控除対象配偶者	同一生計配偶者
P651 〔1〕の枠内	(平成29年度：0.998)	(平成30年度：0.998)
P663 表中の平成29年度	平成29年度	平成30年度
	49,470円	49,020円
	98,940円	98,040円
	148,410円	147,060円
	197,880円	196,080円
	247,350円	245,100円
	296,820円	294,120円

P672 [2] 保 ^ホ 険料改定率枠内	④ 平成29年度の保険料 16,900円×保険料改定率 (0.976) ≒16,490円 ⑤ 平成30年度の保険料 16,900円×保険料改定率 (0.967) ≒16,340円	④ 平成30年度の保険料 16,900円×保険料改定率 (0.967) ≒16,340円 ⑤ 平成31年度の保険料 17,000円×保険料改定率 (0.965) ≒16,410円
P681 欄外ポ*5 3～5行目	後納保険料納付申込書に、国民年金手帳を添えて	後納保険料納付申込書を ※「国民年金手帳を添えて」を削除
P681 前納した場合の納付額及び割引額	(1年前納は平成29年度分、2年前納は平成29・30年度分)	(1年前納は平成30年度分、2年前納は平成30・31年度分)
P681 前納した場合の納付額及び割引額	194,370円(3,510円割引) 193,730円(4,150円割引) 379,560円(14,400円割引) 378,320円(15,640円割引)	192,600円(3,480円割引) 191,970円(4,110円割引) 378,580円(14,420円割引) 377,350円(15,650円割引)

第8編 厚生年金保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P717 1～2行目	資格喪失届・70歳以上の使用される者の該当の届出(70歳以上被用者該当届)を	資格喪失届・70歳以上被用者該当届を
P717の表に補足する	「5日以内」の③④⑧、「速やかに」の①及び報酬月額算定基礎届に、70歳以上の者についての記載内容が統合された。	
P717 欄外ポ*5 3行目	に係る資格取得届	(厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けられることができる者を除く。)に係る資格取得届
P718の表「その都度」の③	破いたりしたとき	破いたりしたとき、氏名に変更があるとき
P718 欄外ポ*3	生年月日及び住所、基礎年金番号	氏名、生年月日及び住所、個人番号又は基礎年金番号

P718 表の下に加える	〔注〕平成30年3月5日より、各種届出の基礎年金番号記載欄が、個人番号又は基礎年金番号を記載する欄に変更された。 また、個人番号の変更の届出が新設された。届出期限は「速やかに」である。	
P736 下から2行目	平成29年度においては	平成30年度においては
P736 最後の行	0.999	1
P738 欄外 ^ホ *1 1行目	平成29年度の	平成30年度の
P798 最後の行	ただし、	ただし、「氏名変更届」、
P798 関連	遺族厚生年金の受給権者が提出することとされている氏名変更届の記載事項に、氏名の変更の理由が追加された。	
P799 ②の最後に加える	へ 個人番号変更届	
P809 欄外 ^参 *6の最後の行	29年中は1.7%	30年中は1.6%
P810 の最後に加える	⑫ 保険料又は徴収金の還付請求（則131条） 厚生労働大臣は、保険料又は徴収金を納付した者が、納付義務のない保険料又は徴収金を納付した場合においては、当該納付義務のない保険料又は徴収金の額(以下「過誤納額」という。)について、歳入徴収官事務規程第7条の規定に基づき調査決定し、納付した者に対し、過誤納額還付通知書を送付しなければならない。	

第9編 労務管理その他の労働に関する一般常識

P839（障害者雇用促進法の障害者のカウント方法）の表の下に、次の文を加える。

短時間労働者である精神障害者については、雇入れ日又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日のいずれか遅い日から起算して3年を経過するまでの間にある者(雇入れの日前3年以内に当該事業主の事業を退職した者を除く。)は、1人につき1人とカウントする(平成35年3月31日までの特例)。

第10編 社会保険に関する一般常識

該当頁・箇所	改正前	改正後
P886 欄外 ^参 *2 ①	医療分54万円	医療分58万円
P897 制度趣旨	10.99% → 11.18% 39.01% → 38.82%	
P898 3行目	平成28年度及び平成29年度	平成30年度及び平成31年度

P898 4行目	100分の10.99	100分の11.18
P898 欄外 ^ホ *1	4行目 10.99% → 11.18% 5行目 39.01% → 38.82% 最後の行 10.99%=89.01% → 11.18%=88.82%	
P898 13行目	57万円	62万円
P918 制度趣旨	22% → 23% 28% → 27%	
P919 表中の特定地域支援事業支援額	100分の78	100分の77
P919 欄外 ^参 *2 下から3行目	28%	27%
P919 ②の2つ目の※	平成27年度から平成29年度 → 平成30年度から平成32年度 100分の28 → 100分の27	

【ごうかく社労士基本問題集】

第2編 労働安全衛生法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P116 D肢 2～3行目 3行目 4行目	平成24年 平成29年 平成25年4月から平成30年 3月	平成29年 平成34年 平成30年4月から平成35年 3月
P117 D肢	(第12次労働災害防止計画)	(第13次労働災害防止計画)

平成30年に新たな労働災害防止計画が策定されたことによる修正。

第4編 雇用保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P265 の表、氏名変更届の期限	速やかに	一定の届出又は支給申請の際に

第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

該当頁・箇所	改正前	改正後
P405 E解説に補足	「年 14.6%」は、平成 30 年は $1.6\% + 7.3\% = 8.9\%$ となる。 「年 7.3%」は、平成 30 年は $1.6\% + 1\% = 2.6\%$ となる。	
P429 表の見出し	平成 29 年度	平成 29 年度及び平成 30 年度

第6編 健康保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P552 2の文中3～5行目	平成 29 年	平成 30 年
P552 2の文中4行目	0.7%	0.6%
P552 2の文中4行目	1.7%	1.6%
<p>※ 上記の結果、2の問題文を次のように修正する。</p> <p>2 保険料その他健康保険法の規定による徴収金を滞納する者に督促した場合に保険者等が徴収する延滞金の割合については、同法附則第9条により当分の間、特例が設けられている。平成 30 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は約 0.6%とされたため、平成 30 年における特例基準割合は約 1.6%となった。このため、平成 30 年における延滞金の割合の特例は、<input type="text" value="C"/> までの期間については年 <input type="text" value="D"/> %とされ、<input type="text" value="C"/> の翌日以後については年 <input type="text" value="E"/> %とされた。</p>		
P552 選択肢	① 0.7 ② 1.7 ③ 2.7 ④ 3.7 ⑤ 7.0 ⑥ 7.1 ⑦ 8.1 ⑧ 9.0	① 0.6 ② 1.6 ③ 2.6 ④ 3.6 ⑤ 7.0 ⑥ 7.9 ⑦ 8.1 ⑧ 8.9
P553 欄外（DとE〔延滞金の割合〕について）7行目	（平成 29 年は 1.7%）	（平成 30 年は 1.6%）
P553 （欄外DとE〔延滞金の割合〕について）9行目	（同 1.7%）	（同 1.6%）
P553 正解 D肢	③2.7（法 181 条 1 項、法附則 9 条、平 28.12.12 財務省告示 362、平 28.12.12 年管管発 1212 第 1）	③2.6（法 181 条 1 項、法附則 9 条、平 29.12.12 財務省告示 332、平 29.12.12 年管管発 1212 第 1）

P553 正解 E肢	⑧ 9.0	⑧ 8.9
------------	-------	-------

第7編 国民年金法

該当頁・箇所	改正前	改正後		
P587 参① 3行目	(平成29年度：0.998)	(平成30年度：0.998)		
P587 参② 3行目	(平成29年度：779,300円)	(平成30年度：779,300円)		
P589 E肢解説5行目	(平成29年度価額)	(平成30年度価額)		
P596 オ2行目	控除対象配偶者	同一生計配偶者		
P613 B肢2行目	平成29年度は、48,470円から296,820円	平成30年度は、49,020円から294,120円		
P629 B肢3～4行目	(平29.1.27「平成29年度における・・・」)	(平30.1.26「平成30年度における・・・」)		
P629 B肢■	平成29年度における保険料	平成30年度における保険料		
P629 欄外①	毎月納付及び1年前納は平成29年度分、2年前納は平成29年度・30年度分の額	毎月納付及び1年前納は平成30年度分、2年前納は平成30年度分・31年度分		
P629 B肢■表	納付方法		納付額	割引額
	毎月納付	現金納付	196,080円	割引なし
	1年前納	現金納付	192,600円	3,480円
		口座振替	191,970円	4,110円
	2年前納	現金納付	378,580円	14,420円
		口座振替	377,350円	15,650円

第8編 厚生年金保険法

該当頁・箇所	改正前	改正後
P714 B肢 2行目	厚生年金保険被保険者資格喪失届	厚生年金保険被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届
P714 C肢 2行目	を除く。	を除き、厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができない者に限る。
P715 Cの表 口の右の欄	年金手帳も	基礎年金番号を記載するときは、年金手帳その他の基礎年金

		番号を明らかにすることができる書類を
P715 Cの表の下に加える	なお、厚生労働大臣が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、上表の手続は不要である。	
P718 ウ肢を右のように差し替える	事業主が被保険者(船員被保険者を除く。)及び70歳以上の使用される者(船員たる70歳以上の使用される者を除く。)に賞与を支払ったときの「賞与額の届出」	
P718 エ肢を右のように差し替える	被保険者(船員被保険者を除く。)又は70歳以上の使用される者(船員たる70歳以上の使用される者を除く。)が厚生年金保険法第23条に基づく改定(いわゆる随時改定)に該当したときの「報酬月額変更の届出」	
P718 オ肢	受給権者	受給権者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)
P720 イ肢 2～3行目	厚生年金保険被保険者資格取得届	厚生年金保険被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届
P720 エ肢 2行目	を除く。	を除き、厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができない者に限る。
P720 エ肢 2行目	変更後の住所を	変更後の住所及び変更の年月日を
P721 エ解説 4行目	第四種被保険者	第四種被保険者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)
P755 欄外②3～4行目	平成29年度の	平成29年度及び平成30年度の
P784 E肢 2行目	は、その住所を変更したときは基礎年金番号及び変更前の住所	(厚生労働大臣が住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報

		の提供を受けることができる者を除く。)は、その住所を変更したときは①氏名、生年月日並びに変更前及び変更後の住所、②住所の変更年月日、③個人番号又は基礎年金番号
P784 E肢 3行目	基礎年金番号及び変更前の氏名	①変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所、②個人番号又は基礎年金番号
P784 E肢 4行目	届書に年金手帳を添えて	届書を
P825 表の「支給停止調整額」の右欄	平成29年度においては	平成29年度及び平成30年度においては

第10編 社会保険に関する一般常識

該当頁・箇所	改正前	改正後
P926 最後の行	57万円	62万円
P927 B解説1行目	54万円	58万円
P927 B解説4行目	54万円	58万円
P927 最後の行	57万円	62万円

○●○ 正誤表 ○●○

【ごうかく社労士基本テキスト】

該当頁・箇所	修正前	修正後
P615 欄外過*8 6～7行目	死亡一時金が支給 <u>される</u>	死亡一時金は支給 <u>されない</u>

【ごうかく社労士基本問題集】

該当頁・箇所	修正前	修正後
P401 2行目	支払わ <u>れない</u>	支払わ <u>れない</u>
P560 C肢末尾	5年を経過していない場合でも <u>指定</u> することができる	5年を経過していない場合でも <u>再登録</u> をすることができる
P581 解説C1行目	種別変更の届	種別 <u>確認</u> の届

